

## 償却資産申告書の提出を

申告期限は1月末日まで

市内で農業などを営む人で、償却資産を所有する人は、その所有状況を記載した「償却資産申告書」を税務課まで提出してください。

固定資産税は、土地や建物の他、事業で使用する機械、器具など減価償却費として計上されている償却資産にも課されます。また、償却資産とは、会社や個人での事業活動に用いられる有形固定資産を言います。

左表に例示する資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産所有状況を、1月末日までに資産が所在する市町村に申告する必要があります。該当者は、1月31日(木)までに、市役所1階税務課まで申告してください。

### ◆主な償却資産の例

#### 《農業》

田植え機、乾燥機、もみすり機、鶏舎、牛舎、ハウス、ポンプ、動力噴霧器など

#### 《自営業》

レジスター、パソコン、自動販売機、クーラー、応接セットなど

#### 《建設業関連》

パワーショベル、クレーン、コンプレッサー、発電機など

#### 申告が必要な人

申告が必要な人は次の通りです。

- 市内で農業を営み償却資産を所有している人
- 市内の店舗や事務所、工場などで事業用の償却資産を所有している人

※平成30年中に申告済みの人へは、12月中旬に申告書を送付しました。新たに資産を取得した人で申告書が必要な場合は、左記までご連絡ください。

#### 申告の必要がない資産

- 次の資産は、申告不要です。
  - 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
  - 特許権、漁業権など無形資産
  - 使用されず廃棄するものと同様のもの
  - 将来においても使用しないことが明らかなもの

#### 関税務課資産税班

☎73・0087

## 給与支払報告書の提出をお忘れなく



事業主や青色申告をしていて所得税の源泉徴収義務のある人が、給与(パート・アルバイト・専従者・退職者を含む)・賃金を支払った場合、地方税法により「給与支払報告書」の提出が義務付けられています。

平成30年分の報告書の提出期限は1月31日(木)です。忘れずに左記まで提出してください。 ※給与支払者が個人事業主の場合は、窓口で提出者の本人確認をさせていただきます。マイナンバーカード、または個人番号通知カードと身元確認書類をお持ちください。

#### ◆報告書の提出先

匠瑳市役所税務課市民税班  
(〒289-12198 匠瑳市八日市場ハ793番地2)

#### 関税務課市民税班

☎73・0087

### 婚活inそうさ

会話とお酒を楽しみながら

# 大人の恋活 始めよう

2/16<sup>土</sup>開催

申し込みは1月28日(月)まで

落ち着いた雰囲気の中で、お酒を楽しみながら“大人の恋活”をしてみませんか。

お酒が飲めない人はソフトドリンクで乾杯。

会話を楽しみながら、ゆっくりと相手との距離を縮めましょう。

日時…2月16日(土) 18時～  
 場所…市内居酒屋 ※後日、参加決定者にお知らせ。  
 対象…30歳～49歳の独身者 ※男性は匠瑳市在住者に限る。  
 内容…席替えをしながら各テーブルでグループトーク  
 定員…男女各10人(計20人)  
 参加費…男性3,000円、女性1,000円  
 申し込み…1月28日(月)までに、電話またはメールで①郵便番号②住所③氏名(ふりがな)④性別⑤生年月日(年齢)⑥電話番号を下記まで。メールの場合はタイトルに「0216申込」と記入してください。

☎ 企画課まちづくり戦略室 ☎73-0081、✉ k-senryaku@city.sosa.lg.jp

【注意事項】 ● 申込期限後に定員に満たない場合は随時受け付けをします。 ● 抽選結果や詳細は開催日の約10日前までに郵送します。 ● 指定日以降のキャンセルは参加費分の負担をいただきます。 ● お酒を提供しますので交通手段を事前に確保してください(希望者には八日市場駅からの送迎を用意)。車で来場する人は帰宅の際に必ず運転代行などを利用してください。 ● 男女同数にならない場合があります。申し込み人数や男女比により、イベントが中止になる場合があります。

## 匝瑳市空家等対策計画(案)のパブリックコメント

### ご意見をお寄せください

市では、空き家などに関する対策を総合的かつ計画的に推進するため、空き家対策について定めた計画づくりを進めています。この計画をより良いものとするため、皆さんのご意見をお寄せください。

市では、平成31年から5年間を計画期間とした「匝瑳市空家等対策計画(案)」の策定を進めています。

これは人口減少や相続問題などにより、適切に管理されず周辺に悪影響を及ぼす空き家に対し、本市の基本的な考え方を明確にし、空き家対策を計画的に進めるためのものです。

#### 意見の募集期間

1月18日(金)～2月18日(月)

#### 資料の公表場所

資料を公表する場所は、次の3か所です。

- ①市ホームページ
- ②市役所玄関ロビー
- ③行政資料コーナー
- ④野栄総合支所玄関ロビー

#### 意見を提出できる人

意見を提出できるのは、市民・市内事業者、市内に通勤または通学している人です。

#### 意見の提出方法

「匝瑳市空家等対策計画(案)」に対する意見」と明記し、住所・氏名を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。書式の指定はありません。

メール：t-kanri@city.sosai.lg.jp  
 ファクス：72・1117

郵送・持参：市役所3階都市整備課(〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2)

※資料の公表場所に備え付けの意見箱からも提出することができます。

#### 提出意見への対応

募集期間内に意見提出があった場合、提出された意見(提出者の住所・氏名の記載が無いものを除く)およびこの意見に対する市の考え方を、市ホームページで公表します。

なお、意見提出者の公表や意

見提出者個人に対する回答は行いません。



#### 空き家情報を提供してください

地域内に管理されていない空き家がある場合は、市役所都市整備課までご連絡ください。現地調査などを実施し、所有者へ助言や情報提供などを行います。

#### 問都市整備課管理班

☎73・0091

## 要介護・要支援認定者の税申告に必要

### 障害者控除の認定書を交付

要介護または要支援の認定を受けている人に対し、平成30年分の所得税申告で必要になる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

#### 認定の基準

- ①障がい者 知的障がい者(軽度または中度)または身体障がい者(3級～6級)に準ずる人
- ②特別障がい者 知的障がい者(重度)または身体障がい者(1級または2級)に準ずる人、もしくは寝たきりの人

市では、要介護または要支援の認定を受け、認知症または寝たきり状態で日常生活に支障のある人に対して、平成30年分申告用に「障害者控除対象者認定書」を交付します。

#### 申請の手続き

※認定基準日は、30年12月31日(年の途中に対象者が死亡しているときはその死亡日)です。

市役所1階高齢者支援課に介護保険被保険者証(緑色)をお持ちになり、申請してください。親族が代わりに申請する場合は、要介護認定などに関する情報調査を行うことについて、本人の同意が必要です。認定書は原則、即日交付します。

#### 問高齢者支援課介護保険班

☎73・0033

## 参加募集 みんなで楽しい食育体験 「親子味噌づくり教室」を開催

地元産大豆と麴を使ったみそづくり教室を開催します。“知ってるようで知らない”発酵食品・みそのことを、親子一緒に学びましょう。

日時…2月10日(日)9時30分～14時  
 場所…市役所に集合後、みやもと山(匝瑳地区宮本)へ移動



みそ製造工程を見学

対象…小学生以上(小学生のみの参加は不可)  
 定員…20人(申し込み順)  
 参加費…1人1,000円(体験料、昼食代)  
 内容…みそづくり体験を行った後、みそを使った昼食を味わいます。  
 申し込み…2月1日(金)までに下記まで

申問産業振興課農政班 ☎73-0089